

第 1 章 教育委員会

1. 教育委員会

(1) 概要

ア 教育委員会制度

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところにより設置される合議制の執行機関である。

豊島区教育委員会は、平成 27 年の教育委員会制度改革によって、新「教育長」が任命された平成 29 年 1 月に新制度に完全移行し、教育長及び 4 名の教育委員で構成されている。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、区長が区議会の同意を得て任命する。教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。任期は 3 年で、再任することができる。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、区長が区議会の同意を得て任命する。また、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない。任期は 4 年で、再任することができる。

イ 教育長及び教育委員

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	金子 智雄（かねこ ともお）	自 R5.1.5 至 R8.1.4 （再任）
教育長職務代理者	新井 裕（あらい ゆたか）	自 R6.4.1 至 R10.3.31
委 員	大澤 誠（おおさわ まこと）	自 R3.2.25 至 R7.2.24
委 員	岩井 由美子（いわい ゆみこ）	自 R6.3.29 至 R10.3.28
委 員	富士原 紀絵（ふじわら きえ）	自 R6.4.1 至 R10.3.31

(2) 実績

□ 開催状況（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）

会議名	開催回数	議案及び報告案件数		
定例会	12 回	議案 22 件	報告/協議 99 件	計 210 件
臨時会	12 回	議案 17 件	報告/協議 72 件	

※毎月第二火曜日を定例会とし、必要に応じて臨時会を開催している。

(3) 主な職務権限

- ①教育行政の運営に係る基本的な方針及び計画の決定に関すること。
- ②豊島区議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。
- ③議案の立案請求に関すること。
- ④教育委員会の規則及び訓令並びに特に重要な告示、通達、申請等に関すること。
- ⑤教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- ⑥通学区域の設定及び変更に関すること。
- ⑦教科用図書の採択に関すること。
- ⑧文化財の登録及び指定に関すること。
- ⑨請願及び陳情に関すること。
- ⑩不服申立て（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）及び訴訟等に関すること。
- ⑪教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員で、県費負担教職員を除くものの任免その他の人事に関すること。
- ⑫附属機関に対する諮問及びその構成員の任免に関すること。
- ⑬教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

2. 総合教育会議

(1) 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、地方公共団体の首長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら連携して教育行政を推進していくことを目的として、「総合教育会議」の設置が義務付けられた。

豊島区では、平成 27 年 4 月に「豊島区総合教育会議」を初開催した。

(2) 概要

会議は区長が召集し、協議事項は次のとおりである。

- ①教育に関する大綱の策定
- ②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に構すべき措置

(3) 実績

☐ 令和 5 年度の開催状況

回数	開催日時	議 題
第 1 回	令和 5 年 12 月 4 日	豊島区教育大綱の策定について
第 2 回	令和 6 年 1 月 23 日	豊島区教育大綱の策定について
第 3 回	令和 6 年 3 月 18 日	令和 6 年度 区長部局と教育委員会が連携して取り組む重点事項について

3. 教育委員会事務局の組織と分掌事務

(1) 組織

教 育 長 教 育 部 長			金 子 智 雄 兒 玉 辰 哉		
職員数			職員数		
(20) 庶 務 課	—		庶 務 担 当 係 長 (5)	松 山 美代子	
岩 間 文 仁	—		(庶 務 グ ル ー プ)	岡 田 麻 矢	(兼 務)
	—		庶 務 担 当 係 長 (3)	石 崎 恭 司	
	—		(文 化 財 グ ル ー プ)		
	—		庶 務 担 当 係 長 (5)	安 次 富 亨	
	—		(I C T 環 境 整 備 グ ル ー プ)		
	—		庶 務 担 当 係 長	石 崎 恭 司	(兼 務)
	—		(教 育 計 画 グ ル ー プ)		
	—		庶 務 担 当 係 長 (3)	田 方 雄 一 朗	
	—		(教 育 施 策 推 進 グ ル ー プ)		
教 育 施 策 推 進 担 当 課 長	—		庶 務 担 当 係 長 (1)	松 田 直 也	
後 閑 啓 太	—		(学 校 公 会 計 グ ル ー プ)		
	—		庶 務 担 当 係 長	田 方 雄 一 朗	(兼 務)
	—		(S D G s 推 進 グ ル ー プ)		
	—		庶 務 担 当 係 長 (1)	野 村 友 彦	
	—		(幼 児 教 育 推 進 グ ル ー プ)		
(17) 学 務 課	—		学 務 担 当 係 長 (4)	岡 本 創	
柳 下 弥	—		(学 校 運 営 グ ル ー プ)		
	—		学 務 担 当 係 長 (6)	加 藤 陽 子	
	—		(学 事 グ ル ー プ)		
	—		学 務 担 当 係 長 (6)	鈴 木 達 広	
	—		(保 健 給 食 グ ル ー プ)		
(51) 放 課 後 対 策 課	—		放 課 後 対 策 担 当 係 長 (5)	赤 羽 郁 也	
村 山 康 介	—		(管 理 グ ル ー プ)		
※職員数は再任用短時間を含む	—		放 課 後 対 策 担 当 係 長 (3)	内 田 吉 彦	
	—		(児 童 支 援 グ ル ー プ)		
	—		放 課 後 対 策 担 当 係 長 (1)	赤 羽 郁 也	(兼 務)
	—		(学 校 開 放 グ ル ー プ)		
	—		放 課 後 対 策 担 当 係 長 (1)	森 田 春 美	
	—		(中 学 生 放 課 後 支 援 グ ル ー プ)		
	—		子 ど も ス キ ッ プ 仰 高 (1)	井 上 佳 子	
	—		子 ど も ス キ ッ プ 駒 込 (2)	廣 川 真 織	
	—		子 ど も ス キ ッ プ 巢 鴨 (2)	清 宮 久 美 子	
	—		子 ど も ス キ ッ プ 清 和 (2)	大 野 祐 子	
	—		子 ど も ス キ ッ プ 西 巢 鴨 (2)	関 口 真 姫	
	—		子 ど も ス キ ッ プ 豊 成 (2)	斉 藤 英 子	
	—		子 ど も ス キ ッ プ 朋 有 (2)	近 藤 眞 奈 美	

子どもスキップ朝日	(2)	岩本	啓子
子どもスキップ池袋第一	(1)	高根澤	正美
子どもスキップ池袋本町	(2)	金澤	やよい
子どもスキップ池袋第三	(2)	村山	正浩
子どもスキップ池袋	(2)	三原	由美
子どもスキップ南池袋	(2)	紙中	昌代
子どもスキップ高南	(1)	河村	涼子
子どもスキップ目白	(2)	山口	好美
子どもスキップ長崎	(2)	尾上	伸江
子どもスキップ要	(2)	武井	恭子
子どもスキップ椎名町	(2)	植木	恵
子どもスキップ富士見台	(1)	樋口	知子
子どもスキップ千早	(2)	高木	広子
子どもスキップ高松	(2)	金野	公子
子どもスキップさくら	(2)	塩田	八千代

(9) 学校施設課 大木 洋一	学校施設担当係長	(1)	上住	陽平
	(学校施設管理グループ)			
	学校施設担当係長	(7)	井上	裕美
	(学校改築推進グループ)			

(13) 指導課 丸山 順子	教育指導担当係長	(3)	村上	真理
	(事業支援グループ)			
	教育指導担当係長	(6)	神田	康人
	(教育人事グループ)			
統括指導主事 関根 憲一	指導主事	(1)	一木	喜美
菱田 行記	指導主事	(1)	上原	歩
	指導主事	(1)	生沼	夏郎

(8) 教育センター 木田 義仁	学校支援担当係長	(2)	高橋	理佳
	(庶務グループ)			
	学校支援担当係長	(1)	森	英輔
	(子どもサポートグループ)			
	学校支援担当係長	(1)	桑原	由貴子
	(スクールソーシャルワーカーグループ)			
	学校支援担当係長	(2)	関本	真以子
	(教育相談グループ)			
	指導主事	(1)	鈴木	俊輔
ICT 教育推進 担当課 長 木田 義仁(兼務)	学校支援担当係長		高橋	理佳
	(ICT教育推進グループ)			(兼務)
	学校支援担当係長		森	英輔
	(ICT教育推進グループ)			(兼務)
			安次富	亨
			(兼務)	

(2) 各課の分掌事務

課名	係 名	分 掌 事 務
庶務課	庶グ ル ー 務プ	1. 教育委員会に関すること 2. 職員の任免その他人事に関すること 3. 公印及び文書審査に関すること 4. 文書及び法規等に関すること 5. 請願、陳情等に関すること 6. 区立学校の設置及び廃止等に関すること 7. 予算、決算及び監査に関すること 8. 教育委員会の広報に関すること 9. 表彰等に関すること 10. 教育財産の調整に関すること 11. 補助執行に係る調整に関すること 12. P T A活動の支援に関すること 13. 家庭教育の振興に関すること 14. 社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること 15. 部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関すること
	文グ ル ー 財プ	1. 文化財の保護に関すること 2. 文化財の保存に関すること 3. 文化財の活用に関すること 4. 文化財の普及啓発に関すること 5. 埋蔵文化財に関すること 6. 豊島ふくろう・みみずく資料館の管理運営に関すること
	I C T 環 境 整 備 グ ル ー プ	1. 学校の情報化推進に関すること 2. 学校のICT環境の整備及び運営に関すること 3. 学校の情報セキュリティに関すること 4. 学校教育の情報化推進計画に関すること
	教 育 計 画 グ ル ー プ	1. 教育政策の企画・調整に関すること 2. 教育振興基本計画の改定及び進行管理に関すること 3. 教育に関する事務の点検・評価に関すること
推進教育担当課長	教 育 施 策 推 進 グ ル ー プ	1. コミュニティ・スクールに関すること（他の課の所管に属するものを除く） 2. インターナショナルセーフスクールに関すること 3. 区立幼稚園の学事に関すること 4. 区立幼稚園の認定こども園化に関すること
	S D G s 推 進 グ ル ー プ	1. SDG s 達成の担い手育成事業に関すること
	幼 児 教 育 推 進 グ ル ー プ	1. 就学前教育の推進に関すること 2. 保幼小連携の推進に関すること
	学校公会計グループ	1. 学校給食費等の公会計化に関すること
学務課	学 校 運 営 グ ル ー プ	1. 学校運営に関すること 2. 教材教具の整備に関すること 3. 校外施設に関すること 4. 区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関すること 5. 用務主事の人事に関すること（他の課の所管に属するものを除く） 6. 用務業務委託に関すること 7. 用務主事の調整に関すること 8. 課の庶務に関すること
	学 グ ル ー 事 プ	1. 小学校及び中学校の学事に関すること 2. 就学援助費・就学奨励費に関すること 3. 隣接校選択制及び通学区域・通学路に関すること 4. 入学相談及び学校説明会に関すること 5. 外国人学校児童・生徒保護者補助金に関すること
	保 グ ル 給 食 グ ル ー プ	1. 学校の保健衛生に関すること 2. 学校給食に関すること 3. 学校給食の指導に関すること

課名	係 名	分 掌 事 務
放課後対策課	管 グ ル ー プ	1. 子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関する事 2. 子どもスキップの人事に関する事 3. 課の庶務に関する事
	児 グ ル ー プ	1. 子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関する事 2. 学童クラブの入退会に関する事 3. 放課後子ども教室に関する事
	学 グ ル ー プ	1. 学校施設の開放に関する事 2. 学校設備の使用許可に関する事
	中 学 生 放 課 後 支 援 グ ル ー プ	1. 中学生の放課後支援の企画・調整に関する事
	子 ど も ス キ ッ プ	1. 子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関する事
学 校 施 設 課	学 校 施 設 管 理 グ ル ー プ	1. 学校施設、幼稚園施設（以下「学校施設等」という）の維持管理に関する事 2. 子どもスキップの施設の維持管理に関する事（他の課の所管に属するものを除く） 3. 学校施設等の財産の管理に関する事 4. 課の庶務に関する事
	学 校 改 築 推 進 グ ル ー プ	1. 学校施設等の改築に関する事 2. 学校施設等の長寿命化に関する事 3. 学校の適正配置に関する事 4. 学校施設等施策の企画、調査、進行管理及び総合調整に関する事 5. 学校施設等の環境整備に関する事
指 導 課	事 グ ル ー プ	1. 課の庶務に関する事 2. 学校衛生委員会に関する事 3. 学校教育指導に伴う事務に関する事 4. 区立小・中学校の教育支援に関する事 5. 教科用図書の採択事務に関する事
	教 育 人 事 グ ル ー プ	1. 教職員の人事事務に関する事 2. 教職員の人事考課に関する事 3. 学校訪問に関する事 4. 教職員の昇給に関する事 5. 教職員の人材育成等に関する事 6. 教職員の給与、福利厚生等に関する事
	統 括 指 導 主 事、 指 導 主 事	1. 教育課程の編成及び管理に関する事 2. 区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関する事 3. 教科用図書の調査・研究に関する事
教 育 セ ン タ ー	庶 務 グ ル ー プ	1. 教育センターの管理運営に関する事 2. センターの庶務に関する事
	子 ど も サ ポ ー ト グ ル ー プ	1. 日本語指導に関する事 2. 特別支援教育に関する事（特別支援教育指導員・学級運営補助員等の配置等）
	ス ク ー ル ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー グ ル ー プ	1. スクールソーシャルワーカー活用事業に関する事 2. 不登校の児童及び生徒の適応指導に関する事
	教 育 相 談 グ ル ー プ	1. 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関する事 2. 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関する事 3. 特別支援教育に関する事 4. 区立幼稚園のスクールカウンセリングに関する事
	指 導 主 事	1. 特別支援教育に関する事 2. 不登校に関する事
担 当 課 推 進 I C T	I C T 教 育 推 進 グ ル ー プ	1. ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育に関する事 2. ICTを活用した不登校の児童及び生徒の学びの保障に関する事 3. ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関する事

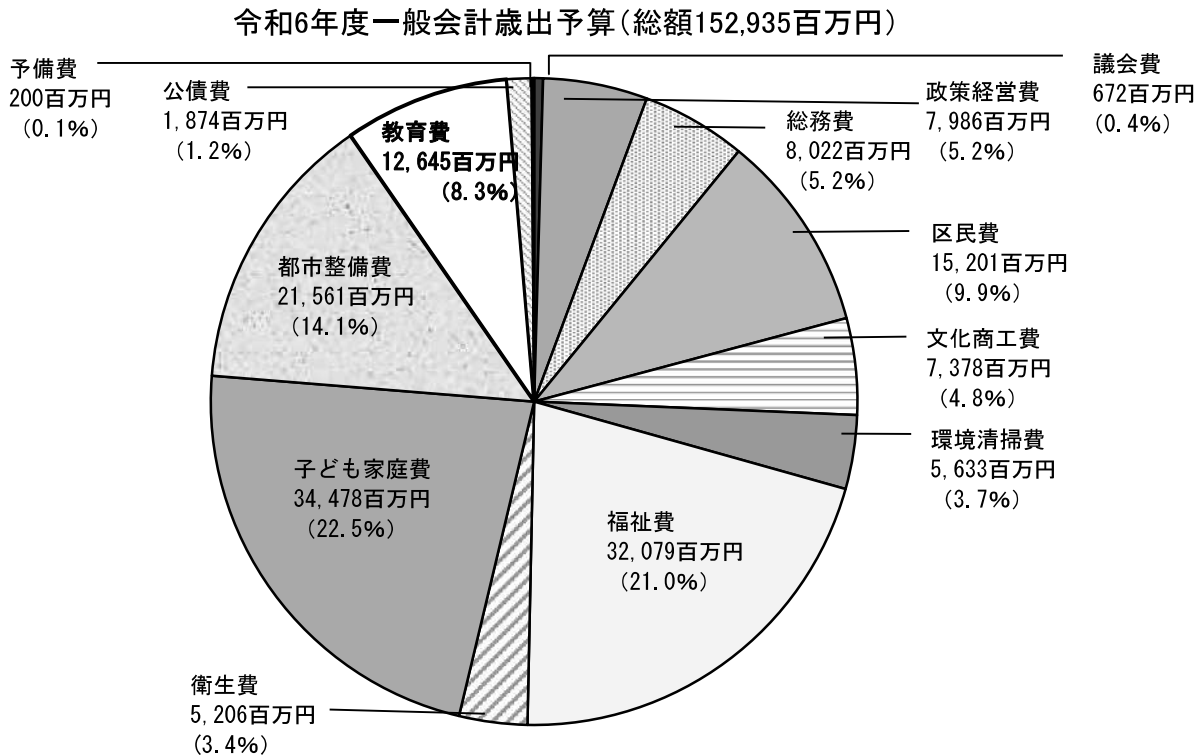
4. 教育費予算

(1) 概要

令和6年度豊島区の一般会計当初予算規模は、前年度比12.3%増の1,529億35百万円となっている。
うち教育費予算は、千川中学校改築事業経費の増などにより前年比23.9%増の126億45百万円となっている。

(2) 歳出予算（目的別）

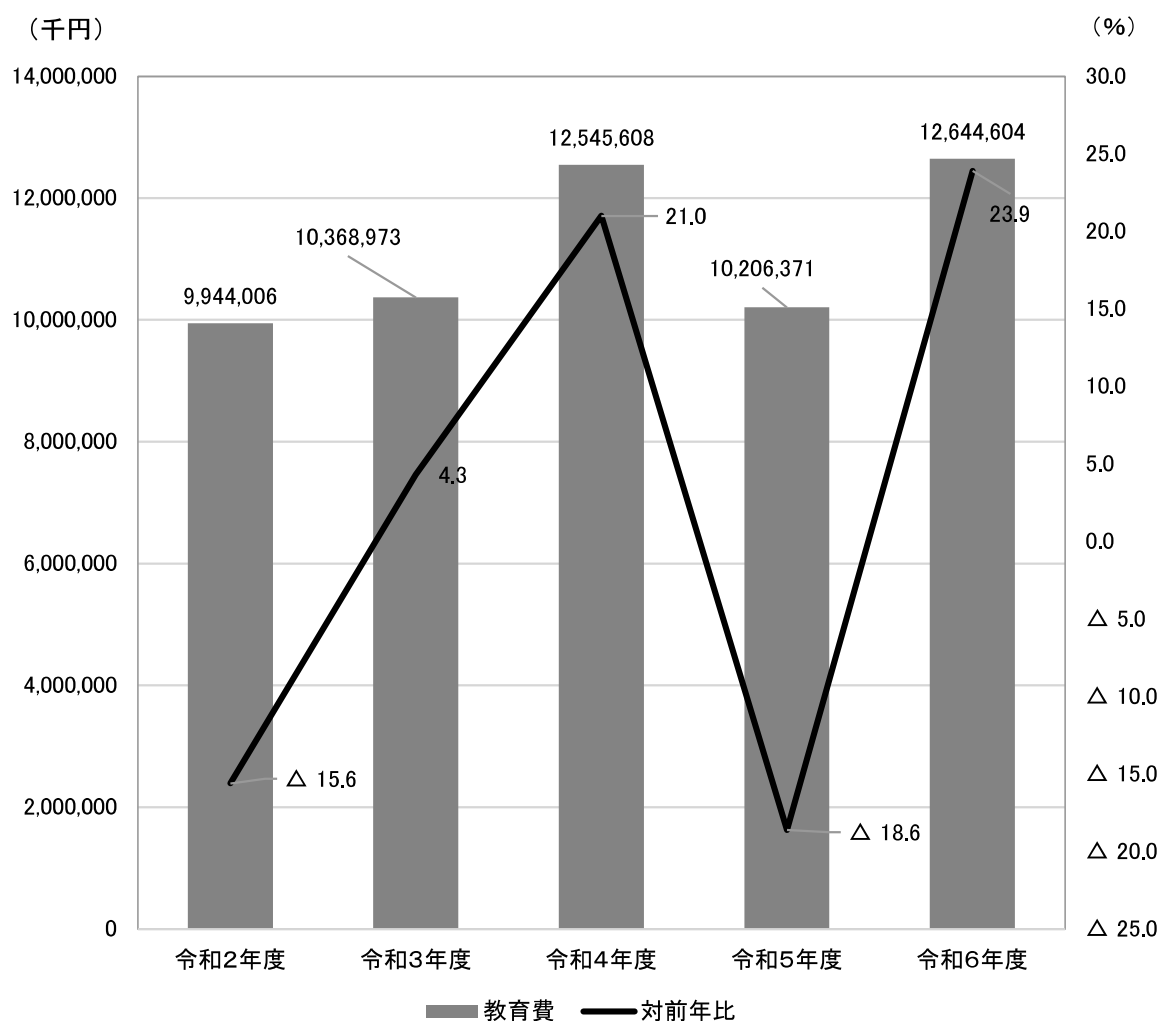
* 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。



区 分	令和6年度		令和5年度		増 減	
	予算額 (百万円)	構成比 (%)	予算額 (百万円)	構成比 (%)	予算額 (百万円)	増減率 (%)
議 会 費	672	0.4	647	0.5	26	4.0
政 策 経 営 費	7,986	5.2	6,369	4.7	1,617	25.4
総 務 費	8,022	5.2	7,051	5.2	970	13.8
区 民 費	15,201	9.9	13,210	9.7	1,991	15.1
文 化 商 工 費	7,378	4.8	6,002	4.4	1,376	22.9
環 境 清 掃 費	5,633	3.7	5,249	3.9	384	7.3
福 祉 費	32,079	21.0	32,351	23.8	△ 272	△ 0.8
衛 生 費	5,206	3.4	5,051	3.7	156	3.1
子 ど も 家 庭 費	34,478	22.5	30,113	22.1	4,365	14.5
都 市 整 備 費	21,561	14.1	17,650	13.0	3,911	22.2
教 育 費	12,645	8.3	10,206	7.5	2,438	23.9
公 債 費	1,874	1.2	1,851	1.4	23	1.2
予 備 費	200	0.1	400	0.3	△ 200	△ 50.0
合 計	152,935	100.0	136,151	100.0	16,784	12.3

(3) 教育費予算の推移

教育費予算の推移(5ヶ年)



(単位：千円)

区	分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教	育	9,944,006	10,368,973	12,545,608	10,206,371	12,644,604
対	前	△ 15.6	4.3	21.0	△ 18.6	23.9
対	一	7.8	8.0	9.2	7.5	8.3
豊島区一般会計予算額	(%)	128,293,228	130,226,838	135,791,696	136,150,789	152,935,082
対	前	△ 14.4	1.5	4.3	0.3	12.3

※図書館費除く

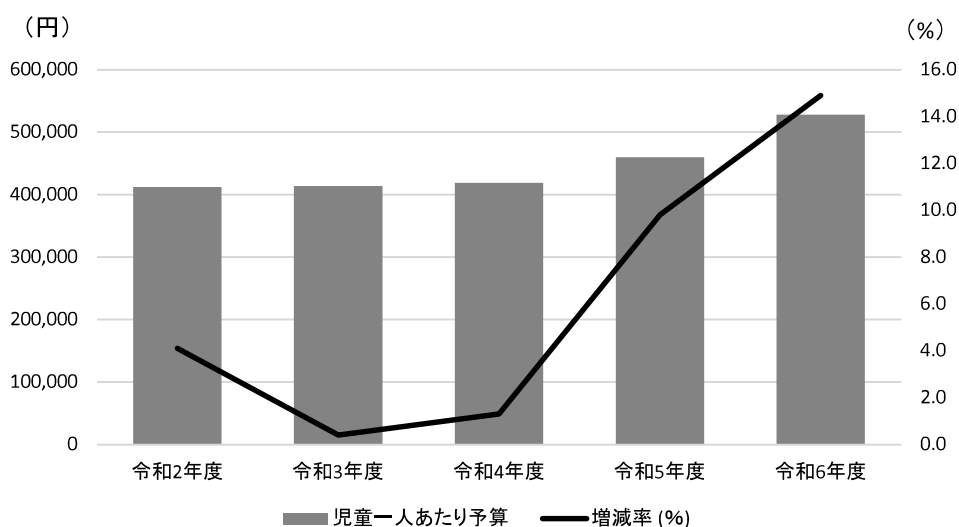
図書館費は、平成20年4月1日から区長部局への補助執行となったが、平成30年度より、予算一課一目再編の際、文化商工費へと移管した。

(4) 小学校・中学校の運営にかかる経費

①児童（小学生）一人あたり

(単位：円)

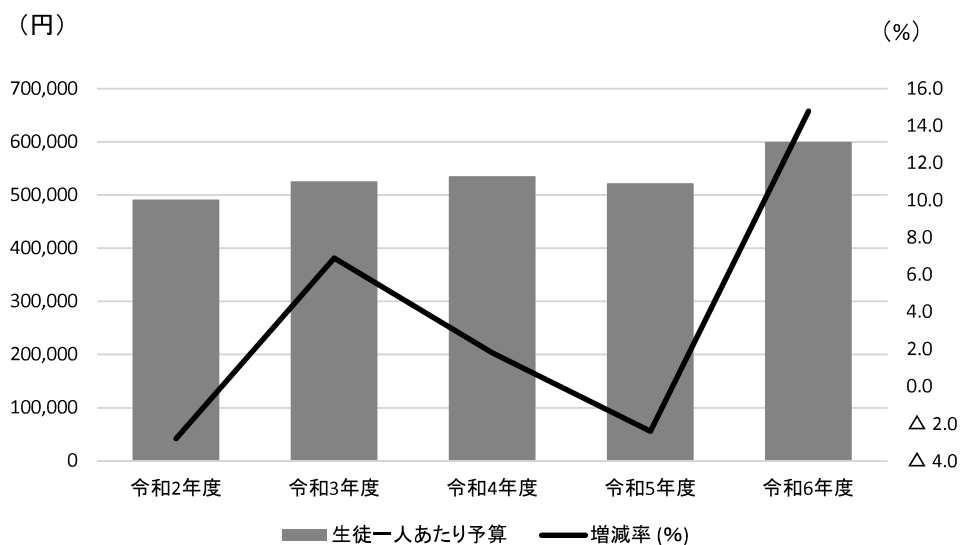
年度	児童一人あたり予算	増減率 (%)
令和2年度	411,835	4.1
令和3年度	413,338	0.4
令和4年度	418,614	1.3
令和5年度	459,600	9.8
令和6年度	528,093	14.9



②生徒（中学生）一人あたり

(単位：円)

年度	生徒一人あたり予算	増減率 (%)
令和2年度	491,875	△ 2.8
令和3年度	526,053	6.9
令和4年度	535,454	1.8
令和5年度	522,400	△ 2.4
令和6年度	599,918	14.8



「としまのお財布 豊島区の財政入門」より引用

5. 教育目標

(1) 目的

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒に対する豊島区の教育が目指すべき目標として、「教育目標」を定めている。また、教育目標を達成するための「基本方針」を併せて定めている。

(2) 豊島区教育委員会の教育目標

教育は、普遍的かつ個性的な文化を創造し、豊かな社会の実現を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人、豊島区民となることを期して行わなければならない。

同時に、教育は社会の変化に対応し、絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが、重要になっている。

豊島区教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供たち」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係機関との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

（令和元年 12 月 25 日 豊島区教育委員会決定）

(3) 令和 6 年度豊島区教育委員会の基本方針

豊島区教育委員会は、先に述べた教育目標の達成のために、以下の基本方針を定める。

1 人権教育と豊かな心を育む教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を目指し、人権教育の充実を図る。
- (2) 豊かな体験活動を通して、子供たちが生命を大切にする心、他人を思いやる心、規範意識を育む教育を行うとともに、発達段階に応じて、幼児期からの道徳性の育成を図る。また、「特別の教科 道徳」を要とし、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- (3) 「豊島区いじめ防止対策推進条例」及び「同基本方針」を踏まえ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等を組織的に行うとともに、いじめの根絶に向けて保護者・地域・関係機関と協力し、互いに認め合い共に学び合える学校づくりを推進する。
- (4) 校外学習や移動教室等を通して、体験学習や集団活動の実践を重ね、他者との交流や協働することの重要性を実感し、豊かな心を育む教育を充実する。
- (5) 「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、学校・家庭・地域が連携・協働し、子供の権利の普及・啓発活動や、相談機能の充実を図る。
- (6) 身の回りの諸課題を解決する力を育成するとともに、SDGs の理念に基づき、保護者や地域等と連携して、持続可能な社会の担い手に必要な資質・能力の向上を図る。
- (7) 地域等の施設や環境を活用し、歴史、伝統・文化、芸術等について理解を深め、郷土を愛し誇りに思う心を育む教育を推進する。

2 個性や創造性を伸ばし、子供たちに身に付けさせたい資質・能力を育む教育の推進

- (1) 次代の担い手となる子供たちに、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養などの時代の変化に対応できる資質・能力を育成する。そのために主体的・対話的で深い学びの視点から、授業改善に努める。
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の編成により、育てたい子供像を家庭・地域とも共有して、学習の基盤となる基本的生活習慣や読書・学習の習慣を育成する。また、各種の学力・学習状況調査をもとに授業改善推進プランを各校が作成・実施し、確かな学力の向上を図る。
- (3) 子供の特性や成長段階を踏まえ、タブレットパソコン等を活用して個別最適な学びを充実し、一人一人の能力や個性を伸ばす。また、探究的な学習や体験活動を通して協働的な学びを充実し、個性や創造性を伸ばすとともに、課題発見・解決能力を育成する。
- (4) ICTを活用した教育活動を推進し、発達段階に応じた情報活用能力や情報モラルの育成を図る。
- (5) 発達段階に応じて継続的な英語活動・英語教育の充実を図り、コミュニケーション能力を高める。また、国際理解教育を充実し、文化の多様性を尊重して、国際社会の発展に寄与する態度や多文化共生の意識を醸成する。
- (6) 「豊島区子ども読書活動推進計画」に基づき、地域図書館との連携を図り、読書活動を効果的に推進する。また、学校図書館を学習情報センターとして機能させ、調べ学習や発表活動等を通して、主体的に学習する態度を育成する。
- (7) 予測困難な社会の中でも、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくため発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る。また、ボランティア活動等を推進し、社会参画や社会貢

献の態度を育成する。

3 健やかな体の育成と健康教育の推進

- (1) 健やかな体を育成するため、関係機関と連携し、運動や体づくり等の取組の充実を図り、子供たちの体力づくりを推進する。また、自らの健康に関する意識を高め、望ましい生活習慣を身に付け、生涯を通じてたくましく生きる基盤を養う。
- (2) 国の衛生管理方針に基づいた衛生管理を行い、幼児・児童・生徒、教職員の感染症対策を講じつつ、持続的な学校・園運営を行う。
- (3) 学校給食を学習教材とし、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化等の食育を推進する。
- (4) 「豊島区がん対策推進条例」及び「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、がん教育や歯と口腔の健康づくり等の健康教育を推進する。

4 一人一人を大切にせる教育の推進

- (1) すべての子供が社会環境の変化に適切に対応し、よりよい人生を生き抜くため、必要となる基礎的な力を育むとともに、個性や能力に応じた最適な学びを支える。
- (2) 教員の専門性や指導力を高め、通常の学級における特別支援教育の充実を図る。
- (3) 個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づき、特別支援学級・特別支援教室における指導や就学相談の充実により、一人一人の能力を最大限に伸長する特別支援教育を推進する。また、交流及び共同学習等、子供たちが障害の有無にかかわらず、相互に活動する機会を拡充する。
- (4) 日本語指導が必要な子供が、円滑に学校生活を送ることができるよう、初期指導及び発達段階に応じた系統的な指導の充実を図る。
- (5) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題行動等の課題に迅速に対応するとともに、誰もが助け合い、認め合える温かい学校づくりを推進する。また、困難な課題を抱える児童・生徒に対して、様々な支援を行う。
- (6) 就学前から義務教育修了までの発達段階を円滑につなぐ各種プログラム等の活用や、異校種間の交流を通して保・幼・小・中の連携した教育を充実させ、子供の発達や学びの連続性を高める。
- (7) 日常的な対話や観察、心理検査の実施と分析・校内心のケア委員会の開催を確実にを行い、子供一人一人の課題や悩み、状況を把握し、関係機関との緊密な協力を行う。また、相談窓口の周知及び取組を徹底し、児童・生徒が相談しやすい環境を作る。
- (8) 子供たちの自己肯定感や自己有用感を高め、魅力ある温かい学級・学校づくりを通して、不登校の未然防止に努める。また、関係機関等と連携し、早期発見・早期対応を充実するとともに、個々の状況に応じ改善に向けた取組を多面的・多角的に推進する。

5 安全・安心な学校づくりと教育環境の充実

- (1) 子供自らが自然災害や交通事故、犯罪等の様々な危険を予測し、回避することができる力を高める教育を推進する。また、地域と連携した防災訓練等を拡充し、組織的な体制を整備し、防災教育の充実を図る。
- (2) 豊島区が認証取得したセーフコミュニティの取組と連携し、国際ナショナルセーフス

クール認証校の取組を生かした「安全・安心な学校づくり」を全校で推進する。

- (3) 小学校通学路及び幼稚園、小・中学校の敷地内に防犯カメラを設置することにより、安全対策と安全確保の取組を一層推進する。
- (4) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギー対策についての組織的な体制をつくり、事故予防と事故発生時の適切な緊急対応の徹底を図る。
- (5) 教育環境の向上や防災機能の充実を目指し、「豊島区学校施設等長寿命化計画」に基づき、今後の学校改築や修繕を進める。

6 学校と家庭・地域社会の連携・協働と学校経営改革の推進

- (1) チーム学校として組織的な学校経営を行い、「社会に開かれた教育課程」の実現を図るとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努める。また、教員研修や校内研究、OJT等を通して、教員の授業力や資質・能力を高め、計画的・継続的に人材育成を図る。
- (2) 体罰は暴力であるとの認識の下、全校・園を挙げて体罰を根絶し、子供、家庭、地域に信頼される学校づくりを推進する。
- (3) 校長が定めた学校経営方針を共有し、学校評価や学校運営連絡協議会を充実させ、学校経営方針に基づく教育活動の成果を評価・検証し、学校・家庭・地域の協働体制を充実する。また、豊島区のコミュニティスクール制度を拡充して、地域とともにある学校づくりを推進する。
- (4) 放課後の安全・安心な活動拠点を設け、子供たちのスポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動を推進する。また、中学校部活動等を通して、生徒が楽しさや喜びを分かち合い、心身のバランスのとれた成長ができる教育を推進する。
- (5) 「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づき校務改善を進め、教員の心身の健康保持、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の維持向上を図る。
- (6) 公開授業や学校参観週間、広報紙及びホームページ等を通して情報発信し、保護者・区民の教育参加を促進する。また、学校や園・家庭・地域のネットワークを構築し、家庭教育の支援の充実を図る。

(令和5年11月14日 豊島区教育委員会決定)

6. 豊島区教育ビジョンと豊島区教育大綱

□ 豊島区教育ビジョン

(1) 目的

「豊島区教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定している。

現行の「豊島区教育ビジョン2019 -豊島区教育振興基本計画(第Ⅱ期)-」は、「豊島区基本計画2022-2025」の分野別計画として位置付けられており、計画が目指す目標及び7つの基本方針、それを達成するための基本施策について示す内容となっている。

(2) 概要

① 「豊島区教育ビジョン2019」が目指す目標

豊島区教育ビジョン2015では、「夢に向かって未来を切り拓くとしまの子」を目標に掲げてきた。

現行の豊島区教育ビジョン2019においては、「夢に向かって未来を切り拓くとしまの子」を継承しつつ、子供が、さらに力強く未来を拓いていくことができるように、目標を「**過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子**」とした。

夢に向かい未来を拓いていくためには、先人の知恵を学び、困難を乗り越えていく勇気や力をもつことが大切である。

また、子供が学校・家庭・社会の構成員の一人として尊重され、自己肯定感を育んでいくことも重要である。

豊島区は、「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、「子どもの最善の利益の保障」を区全体で推進している。これは、子供にとって一番いいことをしよう、ということで、特に重要なのが「子供に聴いて子供と共に考えて決めること」の観点である。

こうした観点を尊重しながら、子供一人一人の状況に応じた教育を一層充実させていくことで「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」を目指していく。

【目指す目標】

過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子

② 教育ビジョン 2019 の体系図

【目標】

過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子

生きる力の
土台を育む

基本方針 1
生きる力の土台となる就
学前教育の充実

基本施策 1 生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の提供

基本施策 2 就学前から小学校・中学校への円滑な接続

基本方針 2
確かな学力の育成

基本施策 1 学びの基礎・基本の徹底

基本施策 2 学びの応用力の伸長

基本方針 3
豊かな心の育成

基本施策 1 豊かな心と規範意識の育成

基本施策 2 豊かな人間関係を育む体験活動

基本方針 4
健やかな体の育成

基本施策 1 健康で充実した生活を送るための健康づくり

基本施策 2 生涯を通じてたくましく生きるための体力づくり

基本方針 5
一人一人を大切にする教
育の推進

基本施策 1 特別支援教育の充実

基本施策 2 個の成長を支える教育の充実

基本施策 3 いじめ・不登校対策の充実

基本施策 4 多文化共生の推進

基本方針 6
教師力の向上と魅力ある
学校づくり

基本施策 1 学校経営改革の推進

基本施策 2 教育環境の整備

基本施策 3 安全安心な学校づくり

基本方針 7
家庭と地域の教育力の向
上

基本施策 1 家庭教育の支援

基本施策 2 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

基本施策 3 地域教育力との連携

学校・家庭・地域が連携・協力して子供を育てる

□ 豊島区教育大綱

(1) 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条第3項において「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされている。

これまで本区では、「教育大綱」で定めることとされている目標や施策の根本となる方針については、「豊島区教育ビジョン」において定めていることから、総合教育会議での協議、調整を経て「豊島区教育ビジョン」を「教育大綱」として位置付けていた。

しかし、区政において重要な柱である「教育」について、民意を代表する区長として目指していくべき方向を示す必要があると考え、教育委員会と協議のうえ、「第3回総合教育会議」にて新たに「豊島区教育大綱」を策定した。

(2) 概要

① 「豊島区教育大綱」が目指す姿

豊島区教育大綱では、目指すまちの姿として「未来を切り拓く 笑顔で元気な“としまっ子”が育つまち」を、また目指す子どもの姿として、「元気でたくましく、個性や能力を伸ばしていける子ども」「人とのつながりを大切にし、ともに支えあう子ども」「多様な体験を通して、豊かな心を育む子ども」「地域に生まれ、地域を愛する子ども」の育成を掲げた。

上記の達成に向けて4つの方針、15の具体的な取組を示し、区長部局と教育委員会が連携して取り組んでいく。

② 方針と具体的取組み

No	方針	具体的な取組み
1	幼児期からの切れ目のない教育を推進し、未来を担う確かな学力と健康で活力に満ちた子どもを育成します。	①生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させます。
		②子どもたちの9年間の学びと育ちをつなぐ、小中連携教育のさらなる推進を図ります。
		③学ぶ楽しさと喜びを実感できる教育を推進し、子どもたちの学習意欲と学力・能力を高めていきます。
		④自然やスポーツなど多様な体験の場を通して、健康でたくましく生きていくための基盤をつくります。
2	多様性を認め、誰もが自己肯定感や自己有用感を感じられる教育を推進します。	①子どもたちの声をしっかりと聴き、思いを受けとめ、子どもの学ぶ権利を保障します。
		②障害の有無や国籍、性別等にかかわらず、個々の人権を大切にし、一人ひとりの子どもに寄り添った教育を推進します。
		③いじめや不登校、困難な家庭環境などの状況に置かれている子どもを誰一人取り残さず、全力でサポートします。
3	地域の魅力や芸術・文化に触れる体験を通じ、心豊かで地域を愛する子どもを育成します。	①芸術鑑賞や地域の方々とのふれあいを通して、豊かな感性と社会性を育みます。
		②地域の歴史や文化について理解を深め、地域を愛する心や、地域文化の伝承・発展の担い手を育成します。
		③国際色豊かなまちの強みを活かして多文化教育を推進し、共生社会の担い手となるグローバルな人材を育成します。
4	子どもと教員を支え、学びと成長を実感できる、新しい時代に適応した学校づくりを推進します。	①学校・家庭・地域がつながり、地域全体で子どもを見守り、育てる教育活動を展開します。
		②企業や大学など、地域ネットワークを活用した、多様で特色のある教育・体験の場を創出します。
		③計画的な学校改築・改修を推進し、どの学校においても快適な学習環境を提供します。
		④学校図書館の学習情報センター化と学校図書館司書の充実を図り、子どもたちが主体的に学習できる環境を整備します。
		⑤教員が心のゆとりとやりがいをもって生き生きと働ける環境をつくり、教育活動の質を向上させます。

7. 教育に関する事務の点検・評価

(1) 目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検・評価を行ない、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 概要

豊島区教育委員会では、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすことを目的に「教育に関する事務の点検・評価委員会」を設置し、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用した「外部評価」を実施している。

なお、令和2年度からは「教育ビジョン2019」の重点施策の推進という観点から、PDCAサイクルによる同計画の進行管理としての役割も担っている。

(3) 実績

□ 令和5年度 教育に関する事務の点検・評価委員会 委員

区 分	氏 名	備 考
委 員 長	美谷島 正義(みやじま まさよし)	学 校 経 営 経 験 者
副 委 員 長	福本 みちよ(ふくもと みちよ)	学 識 経 験 者
委 員	大野 春美(おおの はるみ)	区 民

□ 令和5年度の評価観点及び評価方法

「豊島区教育ビジョン2019」の進行管理を行うという観点から、これまで評価対象となっていなかった事業・取組の中から選定するとともに、現行教育ビジョンの改定時には課題となっていなかった今日的な事業・取組についても点検・評価を行なった。

事業の効率性と有効性については、3段階（A：高い、B：適正、C：低い）で評価した。

【3段階評価（参考）】

（効率性の評価）

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
 B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
 C 低い・・・区民等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

□ 年度別点検・評価事業及び評価結果

年度	評価事業	評価	
		効率性	有効性
元	I C T機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	B	A
	いじめの防止対策の推進	A	B
	小学校移動教室等実施／中学校移動教室等実施	A	A
	子どもスキップ・学童クラブ（放課後児童健全育成）事業	B	A
	学校施設環境改善整備補助金	A	A
	【視察】巣鴨北中学校		
2	教員の研修	B	B
	不登校対策事業の強化	A	B
	外国人の就学対策	B	B
	子どもスキップ運営事業	A	B
	学校施設整備の補助金	A	A
	【視察】南池袋小学校、子どもスキップ南池袋		
3	I C T環境の整備	A	A
	学校の働き方改革の推進	A	B
	コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実	A	B
	区立幼稚園の認定こども園化の検討	B	B
	学校施設環境改善交付金対象事業	A	A
	【視察】千登世橋中学校		
4	オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進	B	B
	学校施設環境改善交付金対象事業	A	A
	放課後事業の充実	A	B
	コロナ禍における学校生活について	A	B
	特別支援教育（インクルーシブ教育の推進）	B	B
	【視察】池袋第一小学校		
5	S D G s の達成に向けた取り組み	A	A
	文化財の保存と活用の推進	B	A
	部活動の充実	B	B
	学校施設環境改善交付金対象事業	A	A
	幼稚園運営について	B	B
	【視察】西巣鴨小学校		